

参考資料

1 当初の条例案に対する検討表

下記の各項目以外に、「条例の名称」、「子どもの権利を保障するうえでの大人の役割」、「権利行使に伴う制限」、「意見表明権の規定」の4点について検討したが、その内容は、答申書本文 p. 3 の「2 当初の条例案の基本的事項に関する整理」に示している。

検討箇所	当初の条例案とそれに対する修正案	検討会議での主な意見
条例全般	【修正案】 条例案で、「等」という表現があるが、具体性に欠けるので、できる限り明確にする必要がある。	・限定的に列挙できない場合があること、子どもの立場に立つとできるだけ意味を広げる必要があることなどから、「等」という表現を使用している。
第3章「子どもにとって大切な権利」	【当初の条例案】 第10条（豊かに育つ権利） (1) <u>学び、遊び、休息すること。</u> 【修正案】 (1) <u>成長に応じて学ぶこと。</u> (2) <u>遊び、休息すること。</u>	・第1項について、学びと、遊びや休息という事柄の異なるものを同一にすべきではないのではないか。 ・子どもの成長発達に際して、最も基本的で重要なこととして、学び、遊び、休むことを並列的に並べたものであり、問題はないのでは。
第3章「子どもにとって大切な権利」	【当初の条例案】 第10条（豊かに育つ権利） (3) 自分に関係することを、年齢や成長に応じて、 <u>適切な助言等</u> の支援を受け、自分で決めること。 【修正案】 (3) …、年齢や成長に応じて、 <u>適切なかわり等</u> の支援を受け、自分で決めること。	・「自分のことを決めること」について、第12条「保護者の役割」には盛り込まれていない「適切な助言等」の文言が、この項で必要なのか。また、「助言」という言葉が適切かどうか。 ・「自己決定」は年齢や成長に感じなくてもよいのではないかと。自己決定できること、失敗していいということが、豊かに育つうえで大切なのではないかと。 ・「年齢や成長に応じて」という言葉が、「適切な助言等」にかかるのか、「自己決定」にかかるのかが不明確ではないかと。
第4章「生活の場における権利の保障」 第1節「家庭における権利の保障」	【当初の条例案】 第13条（虐待及び体罰の禁止） 1 保護者は、養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。 2 市は、虐待を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。 【修正案】 2 市は、虐待及び体罰を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。	・第13条第2項では、「市は、虐待を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。」となっているが、第2項でも、第1項と同様に、虐待とともに、「体罰」に対する規定を加えるべきではないかと。 ・虐待と体罰について、その定義の違いを明確にするべきではないかと。 ・虐待をする保護者は、「私がやっていることは虐待ではない、しつけの一環で体罰をしているだけだ。」ということがあつた。虐待も体罰も閉鎖的な環境のなかで行われていることを考えると、同じ位置付けで考えなければならぬのではないかと。 ・虐待の通告をする場合、実際問題として、様々な調査等、大きな労力が必

		<p>要となる。現実的に、体罰まで入れたときに、公的な機関の対応は大変ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1項では、「虐待及び体罰」と広く捉えているのに対し、第2項では、虐待防止法で定められているということで狭く捉えていることに違和感がある。虐待防止法で定められていて当然やらなければならないということであれば、第2項そのものを外した方がよいのではないか。
<p>第4章「生活の場における権利の保障」 第6節「子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援」</p>	<p>【当初の条例案】 第29条（保護者への支援） 2 事業者は、従業員が安心して子育てをすることができるよう、配慮に努めるものとします。</p> <p>【修正案】 2 事業者は、<u>保護者たる従業員が安心して子育てをすることができるよう、配慮に努めるものとします。</u> もしくは、 2 事業者は、従業員が安心して子育てをすることができるよう、<u>職場環境や労働条件を整備するよう配慮に努めるものとします。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第29条2項の「事業所に勤務する保護者への支援」について、「子どもを持つ保護者に対する支援」を具体的に示すために、「職場環境や労働条件を整備するよう配慮に努める」などに修正するべきではないか。 ・労働条件の整備は重要であるが、各事業者に対し、この条例のなかでどこまで具体的に配慮させるかについて、盛り込むことは難しいのではないか。 ・この条文の趣旨は、各事業者が労働環境の整備を行うための配慮をするという努力規定が主眼ではないか。
<p>第7章「子どもの権利の保障の検証」</p>	<p>【当初の条例案】 第36条（権利委員会の設置等） 2 権利委員会は、…、市長その他の執行機関の諮問に応じ、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議します。</p> <p>【修正案】 2 権利委員会は、…、調査し、審議します。<u>なお、権利委員会の調査にあたり、協力を求められた機関等は、理由なく協力を拒否してはいけません。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利委員会の運営について、調査権限が強制力を持つのであれば、「権利委員会の調査に当たり、協力を求められた機関等は、理由なく協力を拒否してはいけない」旨の規定を盛り込むべきではないか。 ・条例全体のバランスから考慮すると、修正の趣旨は条例のなかでは定めず、下位法の規則等で定めることが適切ではないか。
<p>第7章「子どもの権利の保障の検証」</p>	<p>【当初の条例案】 第36条（権利委員会の設置等）</p> <p>【修正案】 第36条に、子どもの権利委員が参加する場面、分野等を付記する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利委員会は、15歳以上の子どもが含まれるが、個別の救済に関する場面などは、子ども自身の参加を制限すべきではないか。 ・権利委員会は、個々の事例を扱うのではなく、子どもにかかわる全般的な施策を対象とするものではないか。 ・第36条6項で定めているように、具体的な実施要領、運営等については別に市長が定めることでよいのではないか。

2 札幌市子どもの権利に関する条例案

平成 19 年第 1 回定例市議会に
提案した当初の条例案

前文

すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。

日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にする日本国憲法があります。さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関して条約を結び、誰もが生まれたときから権利の主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくことを認め、これを大切にするを約束しています。

子どもは、子どもが持つ権利を正しく学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。こうした経験を通して、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。そして、お互いの権利を尊重し合うことを身につけます。

大人は、子ども自身の成長・発達する力を認めるとともに、言葉や表情、しぐさから、気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、子どもが直面することについて、ともに考え、支えていく責任があります。

子どもの権利を大切にするとは、子どもが自分の人生を自分で選び、自信と誇りを持って生きていくように励ますことです。それによって子どもは、自ら考え、責任を持って行動できる大人へと育っていきます。

子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに札幌のまちづくりを担っていきます。子どもが参加し、子どもの視点に立つてつくられたまちは、すべての人にとってやさしいまちとなります。

私たちは、こうした考えのもと、ここに、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利等について定めることにより、子どもの権利の保障を進めることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において「子ども」とは、18 歳未満の者その他これと等しく権利を認めることが適当である者をいいます。

2 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に定める児童福祉施設、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に定める学校、専修学校及び各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設をいいます。

3 この条例において「保護者」とは、親及び児童福祉法に定める里親又は保護受託者その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。

(責務)

第 3 条 保護者、育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員(以下「施設関係者」といいます。)、事業者、市民並びに市は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 市は、市外においても子どもの権利が広く保障されるよう、他の公共団体等に対し協力を要請し、働きかけを行うものとします。

第 2 章 子どもの権利の普及

(広報及び普及)

第 4 条 市は、子どもの権利について、広報することなどにより、その普及に努めるものとします。

(子どもの権利の日)

第 5 条 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるため、さっぽろ子どもの権利の日(以下「権利の日」といいます。)を設けます。

2 権利の日は、11 月 20 日とします。

3 市は、権利の日にふさわしい事業を行うものとします。

(学習等への支援)

第 6 条 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域等において、子どもが自分の権利と他人の権利を正しく学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 市は、市民が子どもの権利について正しく学び、理解することができるよう、必要な支援に努めるものとします。

第 3 章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利)

第 7 条 この章に定める権利は、子どもが成長・発達していくために、特に大切なものとして保

障されなければなりません。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第8条 子どもは、安心して生きることができません。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。
- (2) 愛情を持ってはぐくまれること。
- (3) いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。
- (4) 障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。
- (5) 自分を守るために必要な情報や知識を得ること。
- (6) 気軽に相談でき、適切な支援を受けること。

(自分らしく生きる権利)

第9条 子どもは、自分らしく生きることができません。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) かけがえのない自分を大切にすること。
- (2) 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- (3) 自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。
- (4) プライバシーが守られること。

(豊かに育つ権利)

第10条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つことができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 学び、遊び、休息すること。
- (2) 健康的な生活を送ること。
- (3) 自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。
- (4) 夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。
- (5) 様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。
- (6) 札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと。
- (7) 地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること。

(参加する権利)

第11条 子どもは、自分にかかわることに参加することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。
- (3) 適切な情報提供等の支援を受けること。
- (4) 仲間をつくり、集まること。

第4章 生活の場における権利の保障

第1節 家庭における権利の保障

(保護者の役割)

第12条 保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、年齢や成長に応じて適切な支援を行い、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 保護者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、こたえていくよう努めるものとします。

(虐待及び体罰の禁止等)

第13条 保護者は、養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。

2 市は、虐待を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

第2節 育ち学ぶ施設における権利の保障

(施設関係者の役割)

第14条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長・発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行うよう努めるものとします。

(開かれた施設づくり)

第15条 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者(以下「施設設置管理者」といいます。)は、子ども、保護者及び地域住民に、施設の運営等に関する情報を提供し、意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた施設となるよう努めるものとします。

(いじめの防止)

第16条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。

(虐待及び体罰の禁止等)

第17条 施設関係者は、子どもに対して虐待及び体罰を行ってはなりません。

2 施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

(関係機関等との連携と研修)

第18条 施設設置管理者は、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等のために、関係機関等との連携に努めるものとします。

2 施設設置管理者は、職員に対し、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等に関する研修の機会を設けるよう努めるものとします。

(事情等を聴く機会の設定)

第19条 施設設置管理者は、子どもに対して不利益な処分等を行おうとするときは、あらかじめ、子ども本人から事情等を聴く機会を設けるよう努めるものとします。

第3節 地域における権利の保障

(地域における市民及び事業者の役割)

第20条 市民は、地域が子どもにとって多様な人間関係を通して豊かに育つために大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 事業者は、雇用する子どもに対し、子どもの権利の保障に努めるとともに、適当な方法により、子どもの権利についての従業員の理解を深めるよう努めるものとします。

(地域における子どもの居場所)

第21条 市民及び市は、地域において、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

(地域における自然環境の保全)

第22条 市民及び市は、子どもが育つ環境として自然が大切であることを認識し、地域における自然環境の保全に努めるものとします。

(安全で安心な地域)

第23条 市民及び市は、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に、安心して過ごすことができるよう努めるものとします。

2 市民及び市は、地域において、子どもが自分自身を守る力をつけることができるよう、必要な支援に努めるものとします。

第4節 参加・意見表明の機会の保障

(子どもの参加等の促進)

第24条 市は、市政等について、子どもが意見

を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

2 施設設置管理者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

3 市民は、地域の文化・スポーツ活動等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

(市の施設に関する子どもの意見)

第25条 市は、子どもが利用する市の施設の設置及び運営に関して、子どもの参加について配慮し、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

(審議会等への子どもの参加)

第26条 市は、子どもにかかわる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮するよう努めるものとします。

2 前項の審議会等は、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

(子どもの視点に立った情報発信等)

第27条 市民及び市は、子どもの参加の促進を図るため、子どもにかかわる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもの視点に立ったわかりやすい情報発信等に努めるものとします。

第5節 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障

(お互いの違いを認め尊重する社会の形成)

第28条 市民は、子どもが、障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないように、お互いの違いを認め尊重し合う社会の形成に努めなければなりません。

2 市は、前項の差別及び不利益を生じさせない、又はなくすための取組を行うよう努めなければなりません。

3 市は、前項の取組を行う際には、次のことなどに配慮しなければなりません。

(1) 障がいのある子どもが、尊厳を持って生活し、社会に参加すること。

(2) 子どもが、アイヌ民族の生活、歴史、文化等を学ぶこと。

(3) 外国籍等の子どもが、必要に応じて日本語を学ぶとともに、自分の国、言語、文化等を学び、表現すること。

(4) 子どもが、性別による固定的な役割分担に

とらわれないこと及び性的少数者について理解すること。

第6節 子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援

(保護者への支援)

第29条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 事業者は、従業員が安心して子育てをすることができるよう、配慮に努めるものとします。
(育ち学ぶ施設の職員への支援)

第30条 施設設置管理者は、職員が心に余裕を持って、子どもと十分にかかわることができるよう、必要な職場環境の整備に努めるものとします。

2 施設設置管理者は、職員に対し、子どもの権利についての理解を深めるための研修の機会を設けるよう努めるものとします。

(市民の地域での活動の支援)

第31条 市は、子どもの権利の保障に関する活動を行う市民と連携するとともに、市民の地域での活動を支援するよう努めるものとします。

第5章 子どもの権利の侵害からの救済

(相談及び救済)

第32条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関等と相互に協力・連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

(救済のための制度の創設)

第33条 市は、子どもに対する権利の侵害が、子どもの心身の健やかな成長・発達に大きな影響を及ぼすことから、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図るための制度を設けるものとします。

2 前項の制度においては、子どもの最善の利益のため、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、他の機関等と相互に協力・連携を図るものとします。

第6章 施策の推進

(施策の推進)

第34条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利に配慮した施策を進めるものとします。

(推進計画)

第35条 市は、前条の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとします。

2 市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、市民及び次条に定める権利委員会の意見を聴くものとします。

第7章 子どもの権利の保障の検証

(権利委員会の設置等)

第36条 市は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、札幌市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」といいます。)を置きます。

2 権利委員会は、前条第1項の推進計画について意見を述べるほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議します。

3 権利委員会は、15人以内の委員で組織します。

4 委員は、人権、福祉、教育等の子どもにかかわる分野において学識経験のある者及び15歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱します。

5 委員の任期は2年とします。

6 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、市長が定めます。

(答申等及び市の措置)

第37条 権利委員会は、前条第2項の諮問を受けたとき、又は自らの判断で調査し、審議したときは、その結果を諮問した執行機関又は必要と認める執行機関に答申し、又は報告します。

2 権利委員会からの答申又は報告を受けた執行機関は、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。

第8章 雑則

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行します。ただし、第7章及び附則第3項の規定は、市長が別に定める日から施行します。

2 市は、この条例の施行後、第33条第1項に定める制度を速やかに設けるものとします。

3 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部を次のように改正します。

(省略)

3 平成 18 年度いじめの状況等に関する調査結果（札幌市教育委員会）

(1) 調査目的

本調査は、平成 18 年度までの文部科学省のいじめの定義（自分より弱い者に対して、一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの）によらず、子ども自身の受け止めに重視して行うものであり、児童生徒の実態や各校の取組状況をより適切に把握し、いじめ問題の早期発見、早期対応に資することを目的としている。

(2) 調査対象と回収率

	小学校(2)	中学校(2)	高等学校(2)	養護学校(3)	合計
学校数	209 校	100 校	12 校	2 校	323 校
児童生徒数(1)	94,868 人	47,639 人	7,352 人	232 人	150,091 人
調査提出児童生徒数	87,767 人	40,006 人	5,991 人	163 人	133,920 人
回収率	92.5%	84.0%	81.5%	70.3%	89.2%

- 1 児童生徒数は、平成 18 年 12 月 15 日現在である。
- 2 小学校・中学校は、分校を含む。高等学校は、定時制を含む。
- 3 養護学校は、山の手養護学校と豊明養護学校の 2 校を調査対象としている。なお、下記「調査結果」では、養護学校のデータは、各校種のデータに加算している。

(3) 調査結果

問 1 . あなたは、今、いじめられていると思いますか。

	小学校	中学校	高等学校	全体
思う	13.3%	5.1%	0.8%	10.3%
思わない	85.6%	94.6%	98.7%	88.9%

問 2 . いじめられていると思う人に聞きます。どんないじめですか。（複数回答可）

	小学校	中学校	高等学校
仲間はずれや無視される	32.5%	30.3%	38.3%
たたいたり、けられたりする	40.0%	22.8%	19.1%
持ち物をかくされたり、いたずらされる	13.0%	21.5%	14.9%
悪口を言われる	60.7%	69.2%	46.8%
傷つくメールが送られてくる	0.9%	5.1%	10.6%
その他	15.6%	19.3%	23.4%

問 3 . あなたは、自分がいじめられたら、だれかに相談しますか。

	小学校	中学校	高等学校	全体
相談する	82.6%	60.7%	54.2%	74.8%
相談しない	16.3%	38.4%	44.5%	24.2%

問４．相談すると答えた人に聞きます。だれに相談しますか。(複数回答可)

	小学校	中学校	高等学校
学校の先生	51.5%	27.2%	15.0%
家族	85.4%	62.8%	53.4%
友達	41.5%	63.7%	69.2%
電話相談	3.6%	2.7%	2.8%
スクールカウンセラー(中学生以上が回答)	-	3.5%	5.7%
その他	1.4%	2.0%	2.4%

問５．いじめのことで電話相談できるところがありますが、そのことを知っていましたか。(小学校３年生以上が回答。)

	小学校	中学校	高等学校	全体
知っていた	68.5%	81.5%	66.7%	73.3%
知らない	30.2%	18.0%	32.7%	25.7%

問６．あなたは、最近いじめられている人を見たり聞いたりしたことがありますか。

	小学校	中学校	高等学校	全体
ある	36.9%	33.9%	12.5%	34.9%
ない	61.6%	65.0%	86.4%	63.7%

問７．あなたは、だれかがいじめられていると知ったらどうしますか。(複数回答可)

	小学校	中学校	高等学校
いじめている人に注意する	44.6%	18.4%	12.7%
いじめられている人の話をきいてあげる	49.0%	37.4%	34.4%
学校の先生に相談する	45.4%	19.1%	10.3%
家族に相談する	24.4%	12.8%	8.9%
友達に相談する	19.7%	25.2%	22.0%
スクールカウンセラーに相談する(中学生以上が回答)	-	1.6%	1.6%
どうしたらよいかわからない	8.3%	22.7%	26.3%
自分には関係ないので何もしない	2.9%	11.0%	12.9%
その他	2.0%	4.0%	6.0%

上記の調査結果の詳細は、札幌市教育委員会ホームページを参照。
http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/ijime/ijime_chosa.html

4 児童虐待相談の状況（札幌市児童相談所）

(1) 児童虐待について

児童虐待は、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）がその監護する児童（18歳未満）の心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為であり、児童の人権侵害にあたるものである。児童虐待の防止等に関する法律第2条により、身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト（養育の怠慢・拒否等）の4つに分類・定義されている。

札幌市児童相談所における平成18年度の児童虐待相談受付処理件数は310件で、前年度（245件）に比べ26.5%の増となった。

(2) 虐待内容別の内訳

札幌市児童相談所における平成18年度の児童虐待相談受付処理件数は合計310件で、前年度（245件）に比べ26.5%の増となった。

虐待相談の内容別では、平成18年度においてもネグレクト（養育の怠慢・拒否等）が例年と同様に最も多く、全体の67.1%を占めている。

以下、身体的虐待21.9%、心理的虐待8.1%、性的虐待2.9%であり、内容別構成比の順序は例年同様である。

	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	ネグレクト	合計
平成16年度 （割合）	42件 （17.3%）	28件 （11.6%）	6件 （2.5%）	166件 （68.6%）	242件 （100%）
平成17年度 （割合）	53件 （21.6%）	24件 （9.8%）	4件 （1.6%）	164件 （67.0%）	245件 （100%）
平成18年度 （割合）	68件 （21.9%）	25件 （8.1%）	9件 （2.9%）	208件 （67.1%）	310件 （100%）

《資料》札幌市児童相談所

(3) 虐待者の内訳

平成18年度の虐待相談における主な虐待者の内訳では、実父等の父親によるものが全体の28.4%、実母等の母親によるものが全体の70.0%を占めている。

	父		母		その他	合計
	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親		
平成16年度 （割合）	28件 （11.6%）	24件 （9.9%）	185件 （76.5%）	3件 （1.2%）	2件 （0.8%）	242件 （100.0%）
平成17年度 （割合）	43件 （17.6%）	18件 （7.3%）	169件 （69.0%）	10件 （4.1%）	5件 （2.0%）	245件 （100.0%）
平成18年度 （割合）	60件 （19.4%）	28件 （9.0%）	216件 （69.7%）	1件 （0.3%）	5件 （1.6%）	310件 （100.0%）

《資料》札幌市児童相談所

(4) 虐待の通告受付件数

虐待通告件数については、平成 16 年度以降も増加傾向を示し、平成 18 年度では前年度比 28.0% 増となっている。

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
通告件数（世帯別で計上） （前年度比）	274 件 （+53.1%）	311 件 （+13.5%）	398 件 （+28.0%）
通告のうち虐待認定件数	37 件	37 件	61 件

《資料》札幌市児童相談所

(5) 虐待の通告経路

通告経路としては、近隣住民等からのものが最も多く、近年も増加している。これは平成 16 年 1 月に発覚した大阪府内の虐待事件が全国的に報道されたことなどで国民の虐待への関心が高まり、その一方で児童虐待防止法等の改正などもあったことから、より一層、虐待に対する認識が市民に浸透してきているものと推察される。

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
家族	父	7 件	7 件	4 件
	母	4 件	4 件	2 件
	その他	0 件	0 件	0 件
親戚		9 件	11 件	17 件
児童本人		2 件	0 件	3 件
近隣・知人		120 件	142 件	188 件
福祉事務所・民生児童委員等		24 件	31 件	39 件
保健センター		24 件	15 件	20 件
保育所・児童福祉施設等		12 件	20 件	27 件
医療機関		18 件	17 件	26 件
学校等		20 件	37 件	44 件
警察		16 件	9 件	18 件
その他		18 件	18 件	10 件
合計		274 件	311 件	398 件

《資料》札幌市児童相談所

5 福祉犯罪の状況（北海道警察）

(1) 福祉犯罪の被害状況

平成 18 年中に、福祉犯罪の被害にあった少年（「少年法」の定義に基づく 20 歳未満の少年、少女をいう。）の数は、北海道全体で 363 人であり、前年に比べ 43 人（13.4%）増加している。このうち、女子の被害が、被害少年全体の 93.1%を占めている。

少年の福祉を害する犯罪の被害状況（括弧内は女子の被害者の数）

	平成 17 年	平成 18 年
北海道青少年健全育成条例違反	116 人(107 人)	122 人(120 人)
児童買春・児童ポルノ法違反	70 人(70 人)	95 人(94 人)
風営適正化法違反	65 人(36 人)	92 人(75 人)
児童福祉法違反	49 人(46 人)	43 人(41 人)
その他違反	20 人(10 人)	11 人(8 人)
総数	320 人(269 人)	363 人(338 人)

《資料》北海道警察 平成 18 年少年被害の現況

(2) テレクラ・出会い系サイトの利用による性的被害の実態

平成 18 年中に、福祉犯罪により性的被害を受けた少年のうち、テレクラ・出会い系サイトの利用によるものは、北海道全体で、テレクラが 16 人、出会い系サイトが 72 人であり、前年に比べてテレクラが 3 人減少、出会い系サイトが 22 人増加している。

テレクラ・出会い系サイトの利用による被害状況

	平成 17 年	平成 18 年
北海道青少年健全育成条例違反	112 人	115 人
うちテレクラ	1 人	4 人
うち出会い系	28 人	30 人
児童買春・児童ポルノ法違反	70 人	95 人
うちテレクラ	17 人	12 人
うち出会い系	21 人	34 人
児童福祉法違反	35 人	30 人
うちテレクラ	1 人	0 人
うち出会い系	1 人	8 人
売春防止法違反	6 人	1 人
うちテレクラ	0 人	0 人
うち出会い系	0 人	0 人
総数	223 人	241 人
うちテレクラ	19 人	16 人
うち出会い系	50 人	72 人

《資料》北海道警察 平成 18 年少年被害の現況

6 札幌市子どもの安心と救済に関する実態・意識調査結果（札幌市子ども未来局）

(1) 調査期間

平成 19 年 7 月 11 日～ 8 月 10 日

(2) 調査対象及び回収結果

調査対象	対象数（人）	回収数（人）	回収率（％）
11 歳から 17 歳までの子ども	5,000	1,313	26.3

(3) 調査結果

上段は回答数（人）、下段は割合（％）を示す。

問 1 . あなたの性別を教えてください。

調査数	男性	女性	無回答
1,313	548	760	5
100.0	41.7	57.9	0.4

問 2 . あなたの年齢を教えてください。（平成 19 年 6 月 1 日現在）

調査数	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	無回答
1,313	73	98	123	269	259	236	248	7
100.0	5.6	7.5	9.4	20.5	19.7	18.0	18.9	0.5

問 3 . あなたは、平日（月曜日～金曜日）主に何をしていますか。

調査数	学校に行っている	フリースクール等民間施設に行っている	家にいる	働いている	その他	無回答
1,313	1,276	1	22	6	4	4
100.0	97.2	0.1	1.7	0.5	0.3	0.3

問 4 . あなたが住んでいる区は、次のどこですか。

調査数	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	無回答
1,313	136	193	144	116	127	131	105	126	128	104	3
100.0	10.4	14.7	11.0	8.8	9.7	10.0	8.0	9.6	9.7	7.9	0.2

問 5 . あなたは、今のところに住んでどのくらいになりますか。

調査数	1 年未満	1～5 年未満	5～10 年未満	10 年以上	無回答
1,313	45	135	250	877	6
100.0	3.4	10.3	19.0	66.8	0.5

問6．あなたが、「今打ちこんでいること」や「やりがいを感じていること」は何ですか。

(複数回答)

調査数	学校の勉強	学校のクラブ活動・部活	学校の児童会・生徒会活動	学校の運動会・体育大会などの運動行事	学校の発表会・文化祭などの文化行事	住んでいる地域のスポーツ活動
1,313	441	572	92	187	323	57
100.0	33.6	43.6	7.0	14.2	24.6	4.3
	おけいこ・習いごと	塾の勉強	ボランティア活動	子ども会活動	読書	友達との遊びや活動
	214	148	26	16	318	587
	16.3	11.3	2.0	1.2	24.2	44.7
	パソコンやインターネットなど	一人でするゲーム	ない	その他	無回答	
	342	218	49	111	6	
	26.0	16.6	3.7	8.5	0.5	

問7．あなたには、将来「やってみたいこと」や「なりたい職業」など、自分なりの「夢」がありますか。

調査数	ある	なんとなくある	今は思いつかない	ない	その他	無回答
1,313	650	422	188	45	3	5
100.0	49.5	32.1	14.3	3.4	0.2	0.4

問8．あなたは、次のなかで、疲れること、不安に思うことがありますか。(複数回答)

調査数	親との関係	兄弟姉妹との関係	祖父母との関係	家事	先生との関係	友達や先輩との関係	学校の勉強・宿題
1,313	207	117	47	47	150	389	696
100.0	15.8%	8.9	3.6	3.6	11.4	29.6	53.0
	学校の規則	学校のクラブ活動・部活動	児童会・生徒会活動	塾の勉強・宿題	おけいこ・習いごと	住んでいる地域のスポーツ活動	ボランティア活動
	226	172	27	131	40	6	2
	17.2	13.1	2.1	10.0	3.0	0.5	0.2
	仕事・アルバイト先の人間関係	受験・進路	ない	その他	無回答		
	36	568	172	29	23		
	2.7	43.3	13.1	2.2	1.8		

問9 . あなたは、これまで、大人から次のようなことをされて、「いやな思い」をしたことがありますか。(複数回答)

調査数	親(保護者)から、たたかれる、なぐられる	親(保護者)に、心を傷つけられる言葉を言われる	親(保護者)に、いやらしいことを言われたり、されたりする	親(保護者)に、自分をほったらかしにされる	学校や幼稚園、保育所等の先生や職員からたたかれる、なぐられる
1,313	139	182	20	34	23
100.0	10.6	13.9	1.5	2.6	1.8
	学校や幼稚園等の先生や職員に、心を傷つけられる言葉を言われる	学校や幼稚園等の先生や職員に、いやらしいこと言われたりされたりする	塾や習いごとの先生などから、たたかれる、なぐられる	塾や習いごとの先生などに、心を傷つけられる言葉を言われる	塾や習いごとの先生に、いやらしいこと言われたりされたりする
	121	7	20	50	3
	9.2	0.5	1.5	3.8	0.2
	知らない大人に、声をかけられる、追いかける	されたことはない	その他	無回答	
	121	796	56	60	
	9.2	60.6	4.3	4.6	

問9 - 1 . 大人から、問9で つけたことをされたとき、あなたはどんな気持ちになりましたか。一番近い気持ちはどれですか。

調査数	誰か他の人に相談して何とかしてもらおうと思った	自分自身がしっかりしなければいけないと思った	自分が悪いので仕方がないと思った	生きていることが辛くなった
457	37	92	78	46
100.0	8.1	20.1	17.1	10.1
	日々の生活をしていくのが辛くなった	その大人のいるところにいる(行く)のが辛くなった	その他	無回答
	33	64	85	22
	7.2	14.0	18.6	4.8

問9 - 2 . 大人から、問9で つけたことをされたとき、あなたはどうしましたか。(複数回答)

調査数	やめてほしいと言った	誰か他の人に相談した	我慢した	仕返しをした	逃げた、行かなくなった	その他	無回答
457	65	108	252	46	72	49	17
100.0	14.2	23.6	55.1	10.1	15.8	10.7	3.7

問9 - 3 . (問9 - 2で「誰か他の人に相談した」と回答した人へ) 誰・どこに相談しましたか。(複数回答)

調査数	親	兄弟姉妹	祖父母	友達	校長・教頭先生	担任の先生	保健室の先生
108	67	17	8	69	2	21	6
100.0	62.0	15.7	7.4	63.9	1.9	19.4	5.6
	クラブ・部活動の顧問の先生	生徒指導・生活指導の先生	校内相談員(スクールカウンセラー等)	幼稚園・保育所・養護施設の先生	児童会館のスタッフ	図書館・地区センターのスタッフ	塾の先生
	-	3	2	-	1	-	2
	-	2.8	1.9	-	0.9	-	1.9
	フリースクールなど民間施設の先生	習いごとの先生、クラブ・サークル 監督等	住んでいる地域の知り合いの人	インターネット掲示板	電話・メール相談	話をきいてくれる相談窓口	その他
	1	1	1	5	2	-	9
	0.9	0.9	0.9	4.6	1.9	-	8.3

問9 - 4 .(問9 - 2で「誰か他の人に相談した」と回答した人へ) 相談してよくなりましたか。

調査数	よくなった	少しよくなった	変わらなかった	かえって悪くなった	その他
108	29	44	28	1	6
100.0	26.9	40.7	25.9	0.9	5.6

問10 . あなたは、友達や先輩などから、次のようなことをされて「いやな思い」をしたことがありますか。(複数回答)

調査数	友達や先輩などから、無視される	友達や先輩などから、暴力をふるわれる	友達や先輩などに、心を傷つけられる言葉と言われる	友達や先輩などに、物・金をとられる	友達や先輩などから、万引等いけないことをむりやりさせられる
1,313	242	72	371	40	3
100.0	18.4	5.5	28.3	3.0	0.2
	友達や先輩などから、はずかしいことをむりやりさせられる	されたことはない	その他	無回答	
	29	746	34	58	
	2.2	56.8	2.6	4.4	

問10 - 1 . 友達や先輩などから、問10で をつけたことをされたとき、あなたはどんな気持ちになりましたか。一番近い気持ちはどれですか。

調査数	誰か他の人に相談して何とかしてもらおうと思った	自分自身がしっかりしなければいけないと思った	自分が悪いので仕方がないと思った	生きていることが辛くなった
509	75	124	36	45
100.0	14.7	24.4	7.1	8.8
	日々の生活をしていくのが辛くなった	その友達や先輩のいるところにいる(行く)のが辛くなった	その他	無回答
	62	98	60	9
	12.2	19.3	11.8	1.8

問10 - 2 . 友達や先輩などから、問10で をつけたことをされたとき、あなたはどうしましたか。(複数回答)

調査数	やめてほしいと言った	誰か他の人に相談した	我慢した	仕返しをした	逃げた、行かなくなった	その他	無回答
509	101	181	268	57	42	52	10
100.0	19.8	35.6	52.7	11.2	8.3	10.2	2.0

問 10 - 3 .(問 10 - 2 で「誰か他の人に相談した」と回答した人へ)誰・どこに相談しましたか。

(複数回答)

調査数	親	兄弟姉妹	祖父母	友達	校長・教頭先生	担任の先生
181	123	18	4	101	2	76
100.0	68.0	9.9	2.2	55.8	1.1	42.0
	保健室の先生	クラブ・部活動の顧問の先生	生徒指導・生活指導の先生	校内相談員(スクールカウンセラー等)	幼稚園・保育所・養護施設の先生	児童会館のスタッフ
	17	11	5	4	1	-
	9.4	6.1	2.8	2.2	0.6	-
	図書館・地区センターのスタッフ	塾の先生	フリースクールなど民間施設の先生	習いごとの先生、スポーツクラブ監督等	住んでいる地域の知り合いの人	インターネット掲示板
	1	2	-	4	-	4
	0.6	1.1	-	2.2	-	2.2
	電話・メール相談	話をきいてくれる相談窓口	その他	無回答		
	4	1	8	1		
	2.2	0.6	4.4	0.6		

問 10 - 4 .(問 10 - 2 で「誰か他の人に相談した」と回答した人へ)相談してよくなりましたか。

調査数	よくなった	少しよくなった	変わらなかった	かえって悪くなった	その他	無回答
181	61	71	35	3	8	3
100.0	33.7	39.2	19.3	1.7	4.4	1.7

問 11 .あなたは、ほかの子どもが、つらい目にあっているところを、目にしたことがありますか。

調査数	ある	ない	無回答
1,313	752	520	41
100.0	57.3	39.6	3.1

問 11 - 1 .(問 11 で「ある」と回答した人へ)そのとき、あなたはどうしましたか。(複数回答)

調査数	やめさせようとした	誰か他の人に相談した	特に何もしなかった	その他	無回答
752	206	217	338	73	5
100.0	27.4	28.9	44.9	9.7	0.7

問 11 - 2 .(問 11 - 1 で「誰か他の人に相談した」と回答した人へ)誰・どこに相談しましたか。

(複数回答)

調査数	親	兄弟姉妹	祖父母	友達	校長 ・教頭先生	担任の先生
217	94	13	2	145	1	70
100.0	43.3	6.0	0.9	66.8	0.5	32.3
	保健室の先生	クラブ・部活動 の顧問の先生	生徒指導・生 活指導の先生	校内相談員(ス クールカウンセラ等)	幼稚園・保育所・ 養護施設の先生	児童会館の スタッフ
	11	7	7	2	-	1
	5.1	3.2	3.2	0.9	-	0.5
	図書館・地区 センターのスタッフ	塾の先生	フリースクールなど民 間施設の先生	習いごとの先生、 スポーツクラブ監督等	住んでいる地域 の知り合いの人	インターネット 掲示板
	-	1	-	1	-	1
	-	0.5	-	0.5	-	0.5
	電話・メール相談	話をきいてく れる相談窓口	その他	無回答		
	4	-	5	3		
	1.8	-	2.3	1.4		

問 11 - 3 .(問 11 - 1 で「誰か他の人に相談した」と回答した人へ)相談してよくなりましたか。

調査数	よくなった	少しよくなった	変わらなかった	かえって悪くなった	その他	無回答
217	40	89	73	5	6	4
100.0	18.4	41.0	33.6	2.3	2.8	1.8

問 12 .あなたにとって、ホッとでき、安心していられるところはどこですか。(複数回答)

調査数	自分の部屋	家族と一緒に くつろぐ部屋	友達の家	祖父母の家	学校の教室	学校の保健室	学校の相談室
1,313	1,124	683	294	223	322	87	12
100.0	85.6	52.0	22.4	17.0	24.5	6.6	0.9
	学校の図書室	学校の体育 館・グラウンド	学校の部室	児童養護施設	児童会館	図書館・地 区センター	公園
	103	89	113	-	13	79	180
	7.8	6.8	8.6	-	1.0	6.0	13.7
	塾	習いごとの教 室・スポーツクラブ	フリースクールなど の民間施設	コンビニ	ゲームセンター・ カラオケボックス	スポーツする場所(ク ラウド・体育館等)	ハンバーガーショップ・ ファミリーレストラン・カフェ
	47	49	2	50	122	164	114
	3.6	3.7	0.2	3.8	9.3	12.5	8.7
	マンガ喫茶・イン ターネットカフェなど	ショップ	ない	その他	無回答		
	48	113	18	103	5		
	3.7	8.6	1.4	7.8	0.4		

問 13. あなたにとって、自分が話したいこと（楽しかったこと・悩みなど）を何でも話せる人は誰ですか。（複数回答）

調査数	親	兄弟姉妹	祖父母	友達	校長・教頭先生	担任の先生
1,313	768	350	160	958	7	141
100.0	58.5	26.7	12.2	73.0	0.5	10.7
	保健室の先生	クラブ・部活動の顧問の先生	生徒指導・生活指導の先生	校内相談員（スクールカウンセラー等）	幼稚園・保育所・養護施設の先生	児童会館のスタッフ
	38	48	14	8	2	6
	2.9	3.7	1.1	0.6	0.2	0.5
	図書館・地区センターのスタッフ	塾の先生	フリースクールなど民間施設の先生	習いごとの先生、スポーツクラブ監督等	住んでいる地域の知り合いの人	インターネット掲示板
	2	35	-	27	12	27
	0.2	2.7	-	2.1	0.9	2.1
	電話・メール相談の相手	話をきいてくれる相談窓口の人	何でも話せる人はいない	その他	無回答	
	78	1	135	50	13	
	5.9	0.1	10.3	3.8	1.0	

問 14. あなたにとって、あなたを大切に思ってくれていると思える人は、誰ですか。（複数回答）

調査数	親	兄弟姉妹	祖父母	友達	校長・教頭先生	担任の先生
1,313	1,131	644	683	882	54	335
100.0	86.1	49.0	52.0	67.2	4.1	25.5
	保健室の先生	クラブ・部活動の顧問の先生	生徒指導・生活指導の先生	校内相談員（スクールカウンセラー等）	幼稚園・保育所・養護施設の先生	児童会館のスタッフ
	72	160	40	8	10	11
	5.5	12.2	3.0	0.6	0.8	0.8
	図書館・地区センターのスタッフ	塾の先生	フリースクールなど民間施設の先生	習いごとの先生、スポーツクラブ監督等	住んでいる地域の知り合いの人	インターネット掲示板
	5	86	2	84	40	8
	0.4	6.5	0.2	6.4	3.0	0.6
	電話・メール相談の相手	話をきいてくれる相談窓口の人	いないと思う	その他	無回答	
	59	2	49	58	26	
	4.5	0.2	3.7	4.4	2.0	

問 15 . あなたは、自分のことについて、次のようなことを思いますか。

	調査数	そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	無回答
1 .自分のことが好きだ	1,313	188	503	414	195	13
	100.0	14.3	38.3	31.5	14.9	1.0
2 .自分は人から必要とされている	1,313	159	573	423	141	17
	100.0	12.1	43.6	32.2	10.7	1.3
3 .誰かのために何かをしてあげたい	1,313	659	493	108	42	11
	100.0	50.2	37.5	8.2	3.2	0.8
4 .社会に役立つことをしたい	1,313	560	507	176	58	12
	100.0	42.7	38.6	13.4	4.4	0.9

問 16 . あなたは、「子どもの権利条約」を知っていますか。

調査数	知っている	聞いたことがあるが、内容はよくわからない	知らない	無回答
1,313	523	443	332	15
100.0	39.8	33.7	25.3	1.1

問 17 . 札幌市には、子どもが悩んだり、困ったりしたとき、電話やメールなどで話を聞いてくれる相談窓口があります。このなかで、あなたが知っているところはどれですか。(複数回答)

調査数	子どもアセスター(札幌市)	いじめ電話相談(札幌市)	教育センター教育相談室(札幌市)	児童相談所(札幌市)	子どもの人権110番(国)	少年相談110番(道警)
1,313	325	716	242	436	232	167
100.0	24.8	54.5	18.4	33.2	17.7	12.7
	興正子ども家庭支援センター	羊ヶ丘児童家庭支援センター(YOU 勇コール)	チャイルドラインさっぽろ	知っているところはない	その他	無回答
	33	62	685	233	5	30
	2.5	4.7	52.2	17.7	0.4	2.3

問 17 - 1 .(問 17 で知っているところに つけた人へ) 札幌市にある相談できるところで、あなたが実際に利用したことがあるところはどれですか。(複数回答)

調査数	子どもアセスター(札幌市)	いじめ電話相談(札幌市)	教育センター教育相談室(札幌市)	児童相談所(札幌市)	子どもの人権110番(国)	少年相談110番(道警)
1,050	7	4	5	4	2	1
100.0	0.7	0.4	0.5	0.4	0.2	0.1
	興正子ども家庭支援センター	羊ヶ丘児童家庭支援センター(YOU 勇コール)	チャイルドラインさっぽろ	利用したことはない	その他	無回答
	2	1	13	1,004	1	12
	0.2	0.1	1.2	95.6	0.1	1.1

問 17 - 2 .(問 17 - 1で「利用したことはない」に つけた人へ) あなたが利用しなかった理由は何ですか。(複数回答)

調査数	電話番号がわからなかったから	相談の場所を知らなかったから	ちゃんと相談にのってくれるのか不安だったから	相談したことを誰かに知られるかもしれないと思ったから
1,004	29	15	68	53
100.0	2.9	1.5	6.8	5.3
	相談しても、よくならないと思ったから	相談窓口で相談する必要がなかったから	その他	無回答
	135	827	71	5
	13.4	82.4	7.1	0.5

問 18 . あなたは、相談窓口を利用しようとする場合、次のことを望みますか。

	調査数	望む	やや望む	あまり望まない	望まない	無回答
1 . どんな話でも聞いて、真剣に受け止めてくれること	1,313	1,070	165	30	23	25
	100.0	81.5	12.6	2.3	1.8	1.9
2 . 自分と年齢の近い話し相手がいること	1,313	342	395	379	172	25
	100.0	26.0	30.1	28.9	13.1	1.9
3 . 自分の気持ちや意見を代わりに伝えてくれること	1,313	227	357	426	275	28
	100.0	17.3	27.2	32.4	20.9	2.1
4 . 困ったとき、相談窓口で逃げ込めること	1,313	346	427	332	178	30
	100.0	26.4	32.5	25.3	13.6	2.3
5 . 解決方法を教えてくれること	1,313	673	405	140	66	29
	100.0	51.3	30.8	10.7	5.0	2.2
6 . 解決のために、関係する人たちとの間に入って、調整をしてくれること	1,313	189	280	432	380	32
	100.0	14.4	21.3	32.9	28.9	2.4
7 . 解決に取り組んでくれないところや人に、取り組むよう働きかけてくれること	1,313	302	376	359	244	32
	100.0	23.0	28.6	27.3	18.6	2.4

7 札幌市内（近郊を含む）の主な子どもに関する相談窓口一覧表

名称・設置主体	受付方法・時間	対象	内容	相談場所・電話番号等
子どもアシストセンター (札幌市子ども未来局)	(電話、面談、メール) 月～金 9:00～17:00 祝日・年末年始を除く。	19歳以下の子ども及びその保護者、関係者	いじめ、不登校、問題行動、友達、親子関係など	札幌市子どもアシストセンター 電話 011-211-3783 メール assist@city.sapporo.jp
区少年育成指導室 (札幌市各区市民部)	(電話、面談) 月 10:00～17:00 火～金 10:15～17:00 祝日・年末年始を除く。 巡回指導時間等を除く(各区により異なる)。 北、手稲はメール相談も実施。	19歳以下の子ども及びその保護者、関係者	いじめ、不登校、問題行動、友達、親子関係など	札幌市各区役所 中央区は保健センター内、 豊平区・西区・手稲区は区民センター内。
札幌市児童相談所 (札幌市子ども未来局)	(電話、面談) 月～金 8:45～17:15 祝日・年末年始を除く。 虐待相談、通告は24時間、 365日対応。	18歳未満の子ども及びその保護者、関係者	18歳未満の児童に関するあらゆる相談	札幌市児童相談所 電話 011-622-8630
区家庭児童相談室 (札幌市各区保健福祉部)	(電話、面談) 月 9:30～16:30 火～金 9:30～16:15 祝日・年末年始を除く。	18歳未満の子ども及びその保護者、関係者	養護相談、非行、しつけ等、18歳未満の子どもあらゆる相談	札幌市各区保健センター 豊平区は区役所内。
札幌市教育センター教育相談室 (札幌市教育委員会教育センター)	(電話、面談) 月～金 8:45～17:15 祝日・年末年始を除く。	幼児から高校生までの子ども及びその保護者、関係者	不登校、いじめ、発達についての心配、子育ての悩みなど	札幌市教育センター教育相談室 電話 011-671-3210
いじめ電話相談 (札幌市教育委員会少年相談室)	(電話、面談) 月～金 9:00～20:00 祝日・年末年始を除く。 上記以外の時間は、番号 (0570-078310)で24時間対応。	幼児から高校生までの子ども及びその保護者、関係者	いじめ問題、不登校など	札幌市教育委員会少年相談室 フリーダイヤル 0120-127830
子どもの人権110番 (札幌法務局人権擁護部)	(電話、インターネット) 月～金 8:30～17:15 インターネット人権相談、携帯用相談 (大人用)、(子ども用)	18歳未満の子ども及びその保護者、関係者	子どもの人権に関する相談(いじめ、体罰、虐待など)	札幌法務局人権擁護部 電話 011-728-0780 全国統一電話番号 フリーダイヤル 0120-007-110
北海道立教育研究所 (北海道教育委員会)	(来所、電話、メール) 来所:月～金 10:00～16:00 祝日・年末年始を除く。 電話:毎日24時間対応 メール:原則1週間以内に回答	北海道内の乳幼児・児童生徒・保護者及び学校教育関係者	学校教育に関する相談(いじめ、不登校など)、家庭教育に関する相談(育児、しつけなど)	北海道立教育研究所(江別) 電話 011-386-4511 フリーダイヤル(24時間) 0120-3882-56 フリーダイヤル(10:00-17:00) 0120-3882-86 メール doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp
少年サポートセンター (北海道警察本部生活安全全部少年課)	(電話、面談) 月～金 8:45～17:30 祝日・年末年始を除く。	20歳未満の少年およびその保護者、関係者	非行、少年の犯罪被害、少年の悩みごとなど	道警本部少年課少年サポートセンター フリーダイヤル 0120-677110(少年相談110番) 道警本部代表 011-251-0110
興正こども家庭支援センター (社福 興正学園)	(電話、メール、面談、家庭訪問) 電話・メール:年中無休、24時間 面談・家庭訪問:随時	18歳以下の子ども及びその保護者、関係者	育児、しつけ、不登校、非行、虐待、家庭環境など	興正学園 電話 011-765-1000 メール kodomo@koushou.or.jp
羊ヶ丘児童家庭支援センター (社福 羊ヶ丘養護園)	(電話、面談、家庭訪問) 電話:年中無休、24時間 面談・家庭訪問:事前予約制	18歳以下の子ども及びその保護者、関係者	子育てに関する事、子どもの悩み全般	羊ヶ丘養護園 電話 011-854-2415
チャイルドラインさっぽろ (NPO法人チャイルドラインさっぽろ)	(電話) 月・水 16:00～21:00	18歳未満の子ども	学校生活、自分自身のことなど	チャイルドラインさっぽろ フリーダイヤル 0120-7-26266
子どもの権利110番 (札幌弁護士会)	(電話) 木 16:00～18:00	子ども、保護者	子どもの人権	札幌弁護士会 電話 011-281-5110

8 救済制度に関する子どもへのアンケート調査結果

(1) 調査対象及び回収数

調査対象	回収数(人)
子ども委員会、子ども議会の子ども	43
直接の意見交換に参加した子ども	23
合計	66

(2) 調査項目

質問番号	質問項目
1	どのような人(年齢、性別など)が相談員であれば、悩みを話しやすいですか？
1	どのような方法(電話、面接、メールなど)で、相談したいですか？
1	相談する日時(時間帯、曜日など)は、いつであればよいと思いますか？
1	相談できる場所(近さ・遠さ、雰囲気など)は、どのような場所を望みますか？
1	そのほか、子どもにとって、どのような制度が「利用しやすい」と感じられますか？意見を自由に書いてください。
2	このような制度をつくらうとしていると聞いて、みなさんはどのように感じましたか？意見や感想を自由に書いてください。また、このような制度以外にも、問題を解決できるアイデアがあれば書いてください。

アンケート用紙については、ホームページ(子どもの権利ウェブ)において、「第9回検討会議の議事資料」として掲載している。

(3) 調査結果

調査結果は次ページ以降のとおりである。なお、複数回答があるため、回収数と質問ごとの合計人数とは一致していない。

質問1. どのような人(年齢、性別など)が相談員であれば、悩みを話しやすいですか？

年齢について

- ・20歳～30歳代。(13人)
- ・同年齢か少し上の、子どもと年齢の近い若い人。(13人)
- ・自分より年上の人、経験豊かな年配の人。(7人)
- ・親と同じくらいの年齢の人。(6人)
- ・30歳～40歳代。(5人)
- ・自分と年齢の近い人がよいので、10歳代後半くらい。(2人)
- ・高校生、大学生くらいの人。(1人)
- ・大学生くらいのお兄さんかお姉さん。(1人)
- ・15歳～25歳くらいまで。(1人)
- ・40歳～50歳代。(1人)
- ・人生の先輩だし、何でも受け止めてくれそうなので、お年より。(1人)
- ・何歳でもよい。(2人)

性別について

- ・女性がよい。(19人)
- ・相談する子どもと同性的の人がよい。(15人)
- ・男女どちらでもよい。(6人)
- ・男性がよい。(4人)
- ・男女両方ともいるのがよい。(2人)

年齢についての意見など

- ・あまり年が離れていると話にくいから、年齢はなるべく子どもに近い人がよい。(3人)
- ・年齢は近い方が、価値観の違いが出ないと思う。(1人)
- ・電話の場合、大学生など若すぎでもなく、おじさんという感じでもない人がよい。(1人)
- ・年齢はあまり関係なく、しっかりと話を聞いてくれる人であればよい。(1人)
- ・おせっかいな人でなければ、若い人でもお年寄りでもよい。(1人)

性別についての意見など

- ・男性、女性が両方いたらいいと思う。女の人なら優しくそうな人だと安心する。男の人なら話をしっかり聞いてくれて優しくそうな人がよい。また、相談内容によっては、同性の方が話しやすい場合もあると思う。

その他意見、感想など

- ・いじめなどの体験がある人だとよい。(3人)
- ・相談する内容と同じような体験を受けたことがある人だと、共感を得たりできて、もっと詳しく話すことができると思う。(1人)
- ・親身になってくれる人。(2人)
- ・いつもニコニコしている優しい雰囲気の人。(1人)
- ・やさしい口調、やさしい感じの人。(5人)
- ・相談しやすく、親しみやすく、信じられる人がよい。(1人)
- ・落ち着いた人。(1人)
- ・相談員の人で暗いのはイヤ。(1人)

- ・明るく相談にのってくれればよい。(1人)
- ・相談員の方が笑顔でいると、雰囲気がよくて、話しやすい。(1人)
- ・気軽に話を進めてくれる人がよいと思う。(1人)
- ・質問をしたらすぐ答えてくれて、わかりやすく説明してくれる人。(1人)
- ・一緒に考えてくれて、アドバイスをしてほしい。(1人)
- ・何に対しても、アドバイスをしてくれる人。(1人)
- ・アドバイスを少しだけしてくれる人がよいと思う。(1人)
- ・人の話を聞くのが上手で、アドバイスをしすぎない人がよい。(1人)
- ・ちゃんと子どもの気持ちを分かってほしい。(1人)
- ・途中で口をはさまずに、ちゃんと話を聞いてくれる人。(1人)
- ・応答がしっかりしている人。(1人)
- ・保健室の先生みたいな人がよい。(1人)

質問1. どのような方法(電話、面接、メールなど)で、相談したいですか？

方法について

- ・電話。(34人)
- ・メール。(27人)
- ・面接。(20人)
- ・手紙。(7人)
- ・メール 電話 面接の順番。(2人)
- ・ファックス。(1人)
- ・チャットや掲示板の活用。(1人)
- ・面接以外。(1人)

メールについての意見など

- ・メールでの相談は、気軽にできる。(2人)
- ・今、メールで相談することが主流になっている。チャットや掲示板も含めて、文字の方が相談しやすい。(1人)
- ・メールは、相談員の顔写真などを添付できるから顔も分かるし、落ち着いて自分の考え、思いを伝えることができる。(1人)
- ・メールで相談したら返信をしてくれるという、友達みたいな楽しさを味わえれば最高。(1人)
- ・はじめはメールをして、もっと話したくなったら直接会ってみたい。(1人)
- ・面接は緊張するので、電話やメールがよい。(3人)
- ・メールなど、直接話さない方法がよい。(1人)
- ・メールがもっとも手軽。携帯電話のメールだったら自分の手元にあるようなものなので、気軽に相談できる。(1人)
- ・はじめての人に電話や面接はやりづらい。メールの方が自然にやり取りできると思う。(1人)
- ・メールは、環境が整っていないといけなないので、利用できない人もいると思う。(1人)
- ・電話が面接がよい。メールの相談は手軽かもしれないけど、相談にのってくれる人の声を聞いたほうが、説得力があるし、お互いに良く伝わる。声で聞いたアドバイスの方が、「相談にのってくれている。」と実感ができると思う。
- ・手紙やメールは、直接いうだけではないのでやりやすい。しかし、自分の言葉で話した方が、相

談相手に相談の意図は正しく伝わると思う。(1人)

- ・メールや文書では、真意が伝わりにくいので、直接対話した方が解決しやすいと思う。(1人)
- ・電話のほうが、メールよりも一つの言葉に心がこもるのでよいと思う。(1人)
- ・面接だと初対面の人なので話しぶらいし、メールだと言葉が伝わりにくいので、電話がよい。(1人)
- ・メールは、相手の顔が見えないので、深い悩みであれば、面と向かって話した方がすっきりすると思う。(1人)
- ・メール 電話 面接の順がよいと思う。仲良くなってからは、面接がよい。(1人)

その他意見、感想など

- ・名前を知られたくないときは、電話がよい。(1人)
- ・面接は、面と向かって話すのが苦手な人もいるので、やめた方がよい。(1人)
- ・電話は誰かに聞かれていたらと思うとイヤ。(1人)
- ・電話は相手が誰かわからないから、信頼するのに時間がかかる。(1人)
- ・電話できる相談窓口はあるが、なかなか利用できないから、手紙やファックスなども利用できるようなしてほしい。(1人)
- ・なるべく面接がよい。マンツーマンなら、他の人の目を気にせず、少しは相談者の気持ちを楽にできると思う。(1人)
- ・面接は、お互いの目を見て話せるし、安心感があると思うから、よいと思う。(1人)
- ・電話だと相手の声しかわからないので、面接の方が安心できる。(1人)
- ・電話でも面接でも、何でもOKだと話しやすい。(1人)

質問1. 相談する日時(時間帯、曜日など)は、いつであればよいと思いますか?

時間帯、曜日について

- ・土、日、祝日。(28人)
時間帯の記載：午前中(3人)、昼(4人)、午後(3人)、夜まで(3人)
- ・平日の夕方。(23人)
時間帯の記載：16時頃~18時頃(7人)
- ・平日の夜。(8人)
時間帯の記載：20時頃まで(1人)、23時頃まで(1人)
- ・平日の午前。(1人)
- ・いつでも開いてほしい。(13人)
時間帯の記載：10時~18時頃まで(1人)
- ・なるべく長い時間開いてほしい。(3人)
- ・いつでもよい。(6人)

理由など

- ・平日は学校があるので、休日に開いてほしい。(2人)
- ・直接会うなら休日がよい。電話やメールなら夜までやってほしい。(1人)
- ・休日の方がゆっくり話すことができそう。(1人)
- ・学校の放課後だと、家のことも話しやすい。(1人)
- ・休日は、色々とう事があるって相談が難しいので、平日の学校帰りの時間帯がよい。(1人)

- ・学校であったことをすぐに打ち明けられると思うので、平日の午後がよい。(1人)
- ・学校によってはクラブ活動や委員会があるので、それが無い曜日がよい。(1人)
- ・夜遅くのほうが相談しやすい。(1人)
- ・電話なら20時くらいまでであれば、小学生から高校生はかけやすいと思う。直接会うなら、小学生であれば20時半くらいまでがよいが、中学生、高校生のことを考えると、夜遅くまでやっていたほうがよいと思う。(1人)
- ・平日の午前中であれば、学校は休まなければならないが、学校で「が相談所に行った。」などと、からかわれないと思う。(1人)
- ・メールはいつでもOK、電話は朝8時～夜10時までのように、何らかの方法で、24時間いつでも開いているようにしてほしい。(1人)
- ・メールはいつでもよい。電話や面接は、学校から帰って一人になれる時間がよい。(1人)
- ・相談すること以外のことを気にしなくてもよい日。(1人)
- ・相談する人の行きたいときに行けるようにした方がよい。(1人)
- ・これまでの相談機関は、時間帯が決められていたので、相談しにくいと思う。(1人)

質問1. 相談できる場所(近さ、遠さ、雰囲気など)は、どのような場所を望みますか?

近さ、遠さについて

- ・なるべく近所があるとよい。(14人)
- ・家や学校から少し離れているところがよい。(7人)
- ・近くもなく、遠くもないところ。(3人)
- ・交通の便がよいところ。(3人)
- ・各区に1つはほしい。(3人)
- ・各区に2、3箇所ほしい。(2人)
- ・歩いて行けるほど近くはなく、車で1時間もかかるほど遠くはないところ。(1人)
- ・歩いて行けるが、あまり近くはないところ。(1人)
- ・自転車で5分から10分くらいのところ。(1人)
- ・人があまりいないところ。(1人)
- ・あちこちにたくさんほしい。(1人)
- ・区役所。(1人)
- ・児童会館。(1人)
- ・自宅。(1人)
- ・街中。(1人)
- ・どこでもよい。(3人)

雰囲気について

- ・明るい雰囲気のところがよい。(15人)
- ・個室があるとよい。(13人)
- ・静かで、落ち着いた雰囲気のところがよい。(9人)
- ・清潔なところ。(4人)
- ・入りやすいところ。(3人)
- ・リラックスできる場所。(1人)
- ・緑が多いところ。(1人)

- ・普通の教室のような雰囲気のところ。(1人)
- ・なじみやすい雰囲気があるところ。(1人)
- ・なごやかな感じのところ。(1人)
- ・にぎやかなところ。(1人)
- ・閉鎖的な雰囲気でないところ。(1人)
- ・やさしい雰囲気があるところ。(1人)
- ・自分と同じ雰囲気にあわせてくれるところ。(1人)
- ・あたたかくて、相談員との距離があまり離れていないところ。(1人)
- ・テーブル、イス、ジュースなどがあるところ。(1人)
- ・イスではなく、たたみとかに座れるところ。(1人)
- ・広い部屋。(1人)
- ・喫茶店。(1人)
- ・誰もが利用しやすいところ。(1人)

理由など

- ・少し遠くにある方が、移動するときの新鮮さで、リフレッシュできるかもしれない。(1人)
- ・気軽さ、手軽さを考えると近くの方がよいが、近くに行くのは抵抗があるかもしれないので、なるべくあまり人目につかないような場所がよい。(1人)
- ・場所は、友達に相談しているところ(相談室に入るところ)がみられなければよい。(2人)
- ・お金がかからないで行けるところがよい。(1人)
- ・場所は、人それぞれだと思う。部屋だと話しにくい人もいるし、公園とかだと相談の内容によってはやりにくいこともある。(1人)
- ・明るい雰囲気がよいが、明るすぎてもイヤだ。(1人)
- ・堅苦しい雰囲気だと話しづらい。(1人)
- ・部屋は、ドアなどが無い方が入りやすい。(1人)
- ・個室の方が人目を気にせず、安心して話せると思う。(1人)
- ・人に聞かれないこともあるので、やはり個室がよい。(1人)
- ・個室はイヤ。広い部屋だと、離れたところに別の相談者がいるので、安心できる。(1人)
- ・相談室は、白い色を使って、清潔感を出すとういと思う。(1人)
- ・窓が大きく、日が差し込む部屋。(1人)
- ・電話で相談するのなら、相談員の写真付きのものがあると、相談しやすいと思う。(1人)

質問1. そのほか、子どもにとってどのような制度が「利用しやすい」と感じられますか？

- ・気軽に相談できる制度。(6人)
- ・信用できる制度。(1人)
- ・フリーダイヤル。公衆電話からも気軽にかかけられるとよい。(1人)
- ・いつでも話せるように、お金がかからないところ。(1人)
- ・インターネットを使ったりして、気軽に相談できる制度。(2人)
- ・子ども未来局のホームページに書き込みできる場所を作ってほしい。そして、未来局の人たちがすぐに見て、早く解決できればよいと思う。(1人)
- ・投書箱に、自分の相談や話したいことを書いて、その答えを普通の人でもみることができるようにしてほしい。(1人)

- ・家には電話が来ないようにしてほしい。(1人)
- ・先生(学校)に相談したことを知られないようにしてほしい。(1人)
- ・小学校低学年でも利用できるようにしてほしい。(1人)
- ・悩みだけではなく、嬉しかったことや自慢とかを聞いてくれる制度がよい。(1人)
- ・学校にカウンセラー室をつくり、いつでも相談できるようにしてほしい。(1人)
- ・スクールカウンセラーは利用しやすい。(1人)
- ・色んな人と話し合えるコミュニティホールのようなところで、子どもだけが話し合える場があるとよいと思う。(1人)
- ・緊張していそうな相談者がいたら、話を聞く前に心理テストを試してみたり、ちょっとしたゲームを試してみたりして、緊張をやわらげてあげることも、一つの方法だと思う。(1人)
- ・いじめを広く認識してくれる制度になってほしい。(1人)
- ・いじめをなくす制度。(1人)
- ・いじめが許容できない程度になれば、救済を求められること。(1人)
- ・いじめてしまったとき、いじめているところを見てしまったときに、相談できる制度。(1人)
- ・気がねなく、大人も子どもも、市に対して意見を言えるような制度。(1人)
- ・親に知られたくない悩み事だったりするので、秘密にできる環境が必要だと思う。(1人)
- ・自由に話せる場所(楽しい話、いやだったことなど)があったらよいと思う。(1人)
- ・いじめや虐待の相談だけではなくて、その日楽しかったことなど、誰かに伝えたいと思ったことを、いつでも電話などで話せる制度。やっぱり、イヤだと思うことばかり話していてもスッキリしないと思うので、嬉しいことなどを話すのもよいのではないか?(例えば、今日、友達が増えたよ!とか、好きな人ができたの。など、何でも。)
- ・月に1度くらいの間隔で、各学校に「こういう制度があって相談できます。」などと書いたプリントを配れば、相談してくれる人が増えると思う。(1人)
- ・制度ができた後、悩んでいる子どもたちが気軽に相談できることをアピールするとともに、実際に深刻に悩む多くの子どもに相談するよう促すことがとても大事だと思う。(1人)
- ・制度の内容など細かいところを知らない人が多いから、手紙、ポスターだけではなく、直接口で説明するべきだと思う。例えば、学活の時間にそういうことについて、担任の先生が話すとか。(1人)
- ・友達と一緒に相談できるとよい。自分たちで協力してこの問題を解決しようと思わせるような相談機関がよい。(1人)
- ・「いつでも電話を切れる」ようにするとよい。そうすると、相談するほうに安心感を与えてくれると思う。(1人)
- ・「利用しやすい」というのは、その相談する人の性格などや、相談内容によって変わると思う。はっきりと1対1で話したいという人もいれば、人には話づらいから電話、メール、手紙で、などという人がいると思う。だからこそ、あらゆる人に対応できるような場所や方法をいろいろ作る必要があると思う。(1人)
- ・もし、いじめられていたり、自分が苦しんでいるときは、なかなか人には言い出せないと思う。利用しやすい、しやすくはないよりも、もっと子どもたちに、「あなたを助ける場所があります。」と伝えるべきだと思う。(1人)

質問2 . このような制度を作ると聞いての意見、感想。問題を解決できるアイデアについて。

肯定的な感想

- ・よい制度だと思う。(12人)
- ・この制度を作ることに賛成。(1人)
- ・子どもにとってこのような制度は助かるし、身近な存在になると思う。(1人)
- ・周りの人に言いづらいことでも、この制度なら話しやすいと思う。(1人)
- ・この制度は、気軽に誰でも電話ができると思った。(1人)
- ・頑張って制度を作ろうという気持ちがよいと思う。これからも頑張ってもらいたい。(1人)
- ・このような制度は、今まで札幌になかったのでよいと思う。私も、相談することができたら、相談したい。(1人)
- ・すごく救われる人が出てくると思う。活発に活動してほしい。(1人)
- ・この制度を作ろうとしていることに賛成。いじめで苦しんでいる人は多いから、このような制度をもっと進めていくべきだと思う。(1人)
- ・この制度は必要だと思う。なかでも、自分のことだけではなく、友達のことについても相談できることは、すばらしい考えだと思う。(1人)
- ・きっと、この制度だったら、色んな人が利用してくれると思う。(1人)
- ・皆の心のなかにある悩みを相談できる場を作ることは、皆の不安を解消できることでもあり、同時に、明るい未来を作ることにもつながるので、よいと思う。(1人)
- ・このような制度を少しずつ作っていけば、時間はかかってもいじめや虐待などの子どもがかかわる問題は減っていくと思う。(1人)
- ・こういった制度で助かる人も、本当にたくさんいると思うので、しっかり実現してほしいと思う。(1人)
- ・悩んでいる子どもたちにとって、大人が自分のために動いてくれる、一緒に考えてくれるというのはとてもうれしくて、とても頼もしいことだと感じる。(1人)
- ・要請すれば、調査をしてくれるのが嬉しいと思う。また、最後には、自分の身近な人に、自分に代わって説明したり、解決のための努力を引き継ぐようお願いしてくれることも、悩みを持つ子どもにとってはありがたいことだし、よいことだと思った。(1人)
- ・これまでと違い、勧告、意見表明、是正要請ができるようになることはよい。(1人)
- ・最近あまり子どものことを考えてくれないなあと思っていたけれど、ちゃんと考えてくれてすごく驚いた。とてもうれしい。ありがとうございます。(1人)
- ・この制度は、とてもよいと思う。いやなことがあるとパニック状態になって、相談するにもしづらい状態になるけど…。それを、いじめられたりしている本人だけではなく、気づいた友達や先生、気になる家族も相談できるのは、非常に効果的だと思う。(1人)
- ・この制度ができて、子どもたちが一人でも救われれば、きっと苦しんでいた子どもたちも相談してみようと思うので、子どもたちのためには、あった方がいい制度だと思った。(1人)
- ・とてもよい制度だと思う。今、小、中学校で、いじめなどの問題が増えているので、その解決につながると思う。いじめを見た子どもが電話をしてくれれば、いじめられている子どもも、それを見た子どもも、いじめている子どもも、みんなが助けられると思った。(1人)
- ・悩みを抱え込んでしまう子どもたちが減るような環境づくりはとても大切であり、必要なことから、このような制度ができることは、大いに賛成である。悩んでも苦しくても、支えてくれる人がいるということは、子どもたちが大人になったときに、とても大事なことであり、命を絶とうと考える人も減っていくのではないだろうか。子どもたちの人権を侵害させないためにも、この制度を成立させてほしい。(1人)

否定的な感想

- ・あまり意味がないと思う。相談したくない人や、誰にも言いたくない人は、たくさんいると思うから。(1人)
- ・相談する制度があることは知っていても、自分には関係のないことのように思えるので、もっと身近に感じられるようにしてほしい。(1人)
- ・勧告などの制度は、「解決するための努力」というものが、どのようなものなのか。本当に、根本的解決になるのかは、少々疑わしい。(1人)
- ・あまり意味がないと思う。大人ばかり必死になっていて、実際、子どもはそんなに相談できる場所はいらないし、相談しない。子どもではなくて、先に、育てる側の大人を救った方がよい。実際に、虐待などを受けたことのある人の意見を聞いたほうがよい。(1人)

その他意見など

- ・色々考えているんだなと思った。(1人)
- ・私たち子どもは、大人をよく見ている(少なくとも私は)。だから、大人が虐待していたら、されている子どもはまたそれを繰り返す。だから、どこかで止めてほしい。(1人)
- ・いじめている人が、何故いじめているのか?などの、いじめている人への相談ができるところがよい。(1人)
- ・友達や家族にいけない...、でも助けてほしい!!と思ったときに、いつでも話を聞いてくれる人がいたら安心できると思う。(1人)
- ・いじめなどをされたら、抱え込まないで相談すればよいと思う。(1人)
- ・今、いじめられたりしている人も、それを知っている人も、ぜひ相談してほしいと思う。3ヶ月に1回くらい、学年でアンケートみたいなものを取るのもよいと思う。(1人)
- ・年2回くらい、定期的に学校にアンケートなどを送ると、生徒の状況とかが分かると思うので、アンケートを取るとよいと思う。(1人)
- ・いじめや虐待などの問題を解決していくには、実際にそういった経験をしている、もしくはしていたという人を集めて話すことが、最大の近道だと思う。(1人)
- ・私は、学校の先生や親が、子どものことをよく見たほうがよいと思う。子どもが話す前に、身近にいる大人が気づいてあげれば、もっと問題の解決につながると思う。一番は、子どもがいろいろなことを話しやすい環境を作ることが大事だと思う。(1人)
- ・いじめが広がっている今、いじめられている人、いじめている人、どちらの立場もつらいと思う。もし、いじめに気がついたのなら、いじめている人に注意する前に、いじめられている人の気持ちを聞いてあげると、もっといじめはなくなるのではないだろうか?(1人)
- ・大切なのは、いじめなどを解決しようとする周りよりも、本人の意思だと思う。なので、場合にもよるが、いじめられている人、虐待を受けている人の心のケアなどの、カウンセラー的な手助けをしてくれることを望む。(1人)
- ・身近な学校の先生に、もっといろんなことを相談できるようにしてほしい。(1人)
- ・これを実行できれば素晴らしいと思うが、規模が大きすぎると思うので、学校規模で実施できればよいと思う。(1人)
- ・この制度に進んで賛成とはいえない。また、反対ともいえない。なぜなら、自分たちで解決できるかもしれない問題も、この制度に頼ってしまう子がいるから。すると、将来、社会で同じような問題が起きたときに、「アドバイザーがいらないから解決できない。」と思いこんでしまうおそれがある。この問題は、自分で解決しなさいといえる人が、相談員としてふさわしいと思うし、自分たちのためにもなると思う。学校生活は、社会の一員になるための練習場でもあると思うから、自分たちで解決できる環境が必要だ。(1人)

- ・悩んでいる子ども同士を話し合わせる場所ときっかけを与える機関というのはどうだろうか。お互い自分の悩みをうちあけながら、自分は「一人ぼっち」ではないことを感じて、自分で問題を解決させるというアイデアである。(1人)
- ・大人も(子どものことについて)相談できるようにした方がよいと思う。(1人)
- ・子どもは携帯やインターネットをフル活用しているので、これからは、それを利用しなければいけない。子どもたちで、どのような方法で相談するのがよいのか、考える機会があればよい。(1人)
- ・制度があるのはすごくよいことだが、大人(市)だけで作るのはよいことではないと思う。(1人)
- ・例えば、電話していじめられていることを相談して、そのことがばれたら...と思うと、相談できないかも。相談したことがばれないように!(1人)
- ・親に虐待されている場合は、そのことで電話したら、履歴などで親にばれてしまうかも。そのようなことがないような、他の制度も考えた方がよいと思う。(1人)
- ・相談したことを、友達に何か言われたりしないようにしてほしい。(1人)
- ・相談しようと思っても、恥ずかしくてしづらい人もいると思うので、なんとか、もう少し相談しやすいイメージを考えてほしいと思う。(1人)
- ・で「くわしく調査する」と書いてあるが、その調査した結果を相談者にきちんと伝えたり、話し合いの内容をすべて言ってくれたりすると、より良くなると思う。(1人)
- ・「調査の申立て」のところで、相手の人から話を聞いたりするとあったけど、こういったことをすると、相手の人が逆上して、「お前チクッたな」と言って、さらにひどくなってしまう可能性がある。かなり徹底する必要があると思う。(1人)
- ・広報するときに、「うれしいことがあったときも話を聞くよ!」と書いてあると、抵抗感が減ると思う。できれば、学校に「スクールカウンセラーの部屋」があるとよい。学校は、基本的に毎日行く場所だから、抵抗感が少ないはず。(1人)
- ・いじめられている人たちや、見てしまった人たちが相談できる場所を、もっと増やしていったら良くなると思う。(1人)
- ・いじめがあったというだけで刑罰を与えるのは行きすぎであろうが、何らかのペナルティがなければ、条例を制定しても形骸化するのではないか。ポイ捨てでも1,000円取られるのに、ポイ捨てよりも明らかに重大ないじめについての罰則規定がないのは問題である。いまや、社会現象化しつつあるこのテーマについて、真剣に罰則の導入を考えるべきである。軽くてもいいから...(1人)
- ・本題からずれてしまうが、以前から思っていたことを一つ。法律では18歳まで子ども。しかし、成人になるのは20歳で、大人料金になるのは13歳から。年齢によって線引きし、その年で可能なこと、不可能なことを決めるのはよいが、やるなら線をはっきりとさせてほしい。13歳からできることはないのに(18歳なら運転免許、20歳なら酒など)料金だけ多くかかるのは、理不尽だと思う。(1人)

9 札幌市子どもの権利条例検討会議の開催経過

会議名称	日時	会場	議題
第1回検討会議	平成19年8月27日(月) 17時30分～19時00分	札幌市役所 12階 会議室	・座長、副座長の互選 ・今後のスケジュール検討 ほか
第2回検討会議	平成19年9月18日(火) 18時30分～21時00分	札幌市役所 12階 会議室	・当初の条例案に対する検討
第3回検討会議	平成19年10月14日(日) 17時00分～19時30分	STV北2条ビル 6階会議室	・救済制度についての検討 ・有識者を招いての学習会 (講師：吉田恒雄 駿河台大学法学部教授)
第4回検討会議	平成19年10月29日(月) 18時30分～20時50分	STV北2条ビル 6階会議室	・当初の条例案に対する検討
第5回検討会議	平成19年11月19日(月) 18時30分～20時50分	STV北2条ビル 6階会議室	・当初の条例案に対する検討 ・救済制度についての検討
第6回検討会議	平成19年11月26日(月) 18時30分～21時10分	STV北2条ビル 6階会議室	・救済制度についての検討
第7回検討会議	平成19年12月10日(月) 18時30分～21時10分	札幌市役所 12階 会議室	・救済制度についての検討
第8回検討会議	平成19年12月17日(月) 18時30分～21時20分	STV北2条ビル 6階会議室	・救済制度についての検討
第9回検討会議	平成19年12月22日(土) 14時00分～17時15分	STV北2条ビル 6階会議室	・救済制度についての検討 ・子どもとの意見交換 (参加者：小学生10人、中学生10人、高校生3人)
第10回検討会議	平成20年1月16日(水) 18時30分～20時15分	STV北2条ビル 6階会議室	・答申書の検討
第11回検討会議	平成20年1月25日(金) 18時30分～21時00分	STV北2条ビル 6階会議室	・答申書の検討
第12回検討会議	平成20年1月31日(木) 18時30分～19時00分	STV北2条ビル 6階会議室	・答申書の検討

10 札幌市子どもの権利条例検討会議委員名簿

(敬称略 正副座長のほか五十音順)

	氏 名	職 業 等
座 長	ちば たかし 千葉 卓	北海学園大学法学部 教授
副座長	いちかわ けいこ 市川 啓子	札幌学院大学人文学部 教授
委 員	あべ ちえみ 阿部 智恵美	公募委員
委 員	あまや かずお 天谷 一男	札幌市PTA協議会 会長
委 員	いとう まきこ 伊東 牧子	公募委員
委 員	いまがわ たみお 今川 民雄	NPO法人チャイルドラインさっぽろ 代表理事
委 員	うえむら としみ 植村 敏視	札幌市立中央中学校 校長
委 員	きむら はつえ 木村 初江	中央区東地区民生委員児童委員協議会 会長
委 員	すずき まさゆき 鈴木 眞行	札幌市立白楊小学校 校長
委 員	たかはし つかさ 高橋 司	高橋・日浦法律事務所 弁護士
委 員	やしろ まゆみ 八代 眞由美	札幌人権擁護委員協議会 常務委員 河谷・八代法律事務所 弁護士
委 員	わたなべ まおと 渡辺 真央人	公募委員

札幌市子どもの権利条例検討会議 答申書

(お問い合わせ先)

事務局：札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

住所：〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階

電話：011-211-2942 FAX：011-211-2943

事務局：札幌市教育委員会学校教育部指導担当課

住所：〒060-0002

札幌市中央区北2条西2丁目S T V北2条ビル4階

電話：011-211-3861 FAX：011-211-3862

(参考)

ホームページ「子どもの権利ウェブ」:

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri>